

## 消防用設備等について

宿泊サービス事業者は、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。1か月に5日以上宿泊サービスを提供する事業所は、消防法施行令別表第1（6）項口が適用されるため、次の表に掲げる消防用設備等の設置が義務付けられています。詳細については、最寄の消防署にご確認ください。

	消防用設備等	根拠法令
ア	防炎クロス・カーテン等	消防法第8条3、消防法施行令第4条の3
イ	誘導灯	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条
ウ	消火器	消防法第17条第1項、消防法施行令第10条
エ	自動火災報知設備	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
オ	消防機関へ通報する火災報知設備 ※消防署に近接している場合、設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第23条
カ	スプリンクラー設備 ※規模や用途により設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第12条

東京都各消防署一覧

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/tfd/index.html>